

横浜市請負工事設計変更ガイドライン及び同（建築工事編）の主な改定箇所（新旧比較表）

平成 29 年 10 月

| 頁 | 章 | 旧（平成 29 年 4 月） | 新（平成 29 年 10 月） |
|---|-------------------------|---|--|
| 1 | 2-1 | <p>設計変更の基本原則について、横浜市工事設計変更事務取扱要綱第 3 条において次のように定められています。</p> <p>「設計変更の決定及び契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合またはやむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。」</p> <p>したがって、次のような場合は、上記の設計変更の基本原則の範囲を越えるものですので、設計変更により対応することはできません。</p> | <p>設計変更の基本原則について、横浜市工事設計変更事務取扱要綱第 3 条において次のように定められています。</p> <p>「設計変更の決定及び契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合またはやむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。」</p> <p>したがって、次のような場合は、上記の設計変更の基本原則の範囲を越えるものですので、<u>原則として</u>設計変更により対応することはできません。</p> |
| 3 | 3-1 3 (建築工事編) | <p>□監督員指示を行った場合には、当該指示に対応する設計変更手続きを速やかに行わなければならない。但しきわめて近い将来に続けて監督員指示を行うことが見込まれる場合には、次の範囲内でまとめて設計変更手続きを行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負金額が 150,000,000 円未満の場合は、監督員指示に伴う請負金額の増減の合計が請負金額の 20%以内であること。 ・請負金額が 150,000,000 円以上の場合は、監督員指示に伴う請負金額の増減の合計が 30,000,000 円内であること（変更要綱第 4 条の 2）。 <p>（上記の範囲を超えて新たな監督員指示を行うことはできません。）</p> | <p>□監督員指示を行った場合には、当該指示に対応する設計変更手続きを速やかに行わなければならない。但しきわめて近い将来に続けて監督員指示を行うことが見込まれる場合には、次の範囲内でまとめて設計変更手続きを行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負金額が 150,000,000 円未満の場合は、監督員指示に伴う請負金額の増減の合計が請負金額の 20%以内であること。 ・請負金額が 150,000,000 円以上の場合は、監督員指示に伴う請負金額の増減の合計が 30,000,000 円内であること（変更要綱第 4 条の 2）。 <p>（上記の範囲を超えて新たな監督員指示を行うことはできません。）</p> <p><u>（「管内一円工事特記仕様書」で定める第 1 号様式「管内一円工事監督員指示書」による監督員指示で、工期内に契約金額に達せず、減額変更する場合はこの限りとしません。）</u></p> |